

## 岡崎市本人通知制度登録（新規・更新）申請書

宛先 岡崎市長

岡崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項（第5条第3項）の規定に基づき、裏面の注意事項を了承の上、次のとおり登録を申請します。

申請者	フリガナ		申請日	令和	年	月	日
	氏名		生年	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦			
	住所	〒 _____ - _____ <input type="checkbox"/> 岡崎市	月日		年	月	日
	電話番号	_____ - _____					
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 15歳未満の方の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人					

登録者 (対象者)	通知項目	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し					
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は、氏名・生年月日・住所・電話番号は記入不要です。）						
	フリガナ		生年	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦			
	氏名		月日		年	月	日
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 〒 _____ - _____ <input type="checkbox"/> 岡崎市					
電話番号	_____ - _____ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
本籍	※通知項目に戸籍謄抄本又は戸籍の附票の写しがある場合には、本籍を記入ください。（例：岡崎市〇〇町3丁目2番地1） 愛知県岡崎市（筆頭者： ）						

- (注) 1 太枠内に必要事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。  
2 申請の際に、次に掲げる書類を提示又は提出をしてください。  
(1) 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の提示  
(2) 申請者が法定代理人の場合は、あわせて戸籍謄抄本、後見登記の登記事項証明書その他その資格を証明する書類（発行日から3か月以内のものに限る）の原本又は写しの提出  
(3) 申請者が法定代理人以外の代理人（その他の代理人）の場合は、あわせて委任状の原本の提出及び登録者の本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の提示又は写しの提出

※以下の欄は、市担当者が記入します。

申請者の本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	受付	住民票の写し	戸籍・附票の写し	登録者名簿
法定代理人	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等の原本又は写し（発行日から3か月以内）	窓・郵	<input type="checkbox"/> 窓確認 <input type="checkbox"/> 入力	<input type="checkbox"/> 窓確認 <input type="checkbox"/> 入力	
その他の代理人	<input type="checkbox"/> 委任状の原本 <input type="checkbox"/> 登録者の本人確認の写し	備考	<input type="checkbox"/> 既登録の確認 新規・更新 <input type="checkbox"/> 裏面に満了日記入 <input type="checkbox"/> 裏面写しお渡し		

# 岡崎市の事前登録型の本人通知制度について（注意事項）

## 事前登録型の本人通知制度とは

この制度は、岡崎市に住所や本籍がある方が、事前に本制度の登録をすることにより、その方の住民票の写し等を、本人等の代理人または第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者本人の住所地（住民基本台帳に登録されている住所）に郵送で通知をするものです。

ただし、申請者が法定代理人の場合は、法定代理人の住所へ通知を送付します。

通知には、交付年月日、交付証明書の種別、交付通数及び交付請求者の種別（代理人・第三者）が記載され、住民票の写し等の交付を受けた者の氏名等は記載されません。

また、この制度は、第三者からの証明書の交付請求を拒否する制度ではありません。

## 登録ができる方

- ・住民票の写しにおいては、現在、岡崎市に住所がある方（住民基本台帳に記録されている方）
- ・戸籍謄抄本や戸籍の附票の写しにおいては、現在、岡崎市に本籍がある方（国内に住所がない方は除きます。）

## 通知対象となる証明書

住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、戸籍の附票の写し

- ・住民票の除票の写しは、通知対象ではありません。
- ・過去に在籍していた戸籍謄抄本や戸籍の附票の写しは、通知対象ではありません。

## 通知対象となる請求

本人等の代理人からの請求、代理人以外の第三者からの請求

【次の請求は、通知の対象となりません。】

- （ア）登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- （イ）登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍謄抄本又は戸籍の附票の写しの請求
- （ウ）国又は地方公共団体からの請求

## 登録期間について

この申請の登録期間は、登録の申請があった日の翌々日（市の休日は算入しない）を初日として3年後の同月末までです。

登録期間満了日                      年                      月の月末

- ・登録期間満了日までに更新の申出がない場合は、登録が廃止されます。
- ・市から登録の期間満了日や廃止に関する連絡は行いません。
- ・登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、更新の申請が必要です。
- ・更新の申請は、登録期間満了日の前月初日（2か月前）から可能です。

## 登録内容の変更・廃止について

氏名、住所その他の登録内容に変更が生じた場合は、「岡崎市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書」による変更の届出が必要です。届出がない場合は、登録を廃止する場合があります。

【次の場合は、登録期間満了日前であっても登録を廃止します。】

- ・「岡崎市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書」により廃止の届出があった場合
- ・国内に住民登録がなくなった場合（国外転出、職権消除等）
- ・住民票の写しにおいては、転出（市外に引っ越し）等により住所が岡崎市でなくなった場合
- ・戸籍謄抄本や戸籍の附票の写しにおいては、転籍等により岡崎市が本籍地でなくなった場合